

# 令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、瀬戸内オーシャンズX推進協議会（以下「協議会」という。）が「瀬戸内オーシャンズX 瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金 戦略的な海洋ごみの削減・地域循環型社会形成助成規程（以下「助成規程」という。）」に基づく助成金の交付決定を行った事業のうち、県内の海洋ごみ削減・地域循環型社会形成に資するものについて、予算の範囲内で令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内の海洋環境及び良好な景観の保全を図る。

## (補助対象事業及び補助対象事業者)

第2条 補助対象事業は、協議会の助成規程に基づく助成金の交付を受ける事業のうち、県内の海洋ごみ削減・地域循環型社会形成に資する事業であって、当該助成金以外に、国、県又は他の地方公共団体等から、補助金等の交付を受けない事業とする。

- 2 補助対象事業者は、県内での海洋ごみ削減・地域循環型社会形成に取り組む団体とし、主たる事務所又は事業所の所在地が県内にあるか否かを問わない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

(1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人。

(2) 県税に未納があるもの。

## (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助対象経費は補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、助成金の交付を受ける事業が県外の海洋ごみの削減を含む事業の場合は、証拠書類等により、県内での事業実施に必要な経費として明確に区分できるものに限り補助対象経費に含むことができるものとする。

- 2 補助率は10分の1以内とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助限度額は、補助対象事業1者につき、協議会が定める募集期毎に40万円を限度とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

## (補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の費目の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の経費の配分の変更は除く。）

(2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、事業遂行状況報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過する日又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が別に定める。

別表

費目	内容
臨時雇用費	ごみ回収、実証事例の実施に必要な臨時的人件費
ごみ処理費	ごみ処理費
旅費交通費	出張に係る旅費、交通費
委託費	ごみ処理運搬・処理に必要な業務委託料、専門的な技術・分析等に必要な経費 等
賃借料	設備、機械、車両・船舶等の借り受けに必要な経費
消耗品・備品費	消耗品や機材・備品等の購入費
印刷費	印刷に係る経費
通信運搬費	郵送料、宅配便代 等
会議費	会場使用料（※会議茶菓子代は対象外）
広告宣伝費	募集などに係るチラシ、ウェブなどの制作・発信に係る経費 ※媒体購入（新聞・テレビなどの広告枠の購入）に係るものは除く
事業管理費	職員人件費・諸経費
保険料	活動保険、損害保険 等
その他	知事が必要と認める経費

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。  
(この要綱の失効に伴う経過措置)
- 3 第11条から第16条までの規定は、令和9年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

令和 8 年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和 8 年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業を下記のとおり実施したいので、令和 8 年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称

2 事業実施計画書  
別紙 1 のとおり

3 収支予算書  
別紙 2 のとおり

4 補助金の額 円

5 補助対象事業者適合状況の確認 (交付要綱第 2 条第 3 項)

※次の要件を確認の上、を付けてください。

チェック欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	(1) 愛媛県暴力団排除条例 (平成 22 年愛媛県条例第 24 号) に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人ではありません。
<input type="checkbox"/>	(2) 県税に未納はありません。

6 その他

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(別紙1)

事業実施計画書

1 事業の内容	
2 事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 添付書類	

(別紙2)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
瀬戸内オーシャンズX 瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金 戦略的な海洋ごみの削減・地域循環型社会形成助成金  愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金  自己資金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

補助対象経費	費目	予 算 額	備 考
	消費税及び地方消費税		
	合 計		

※本補助金の対象は「補助対象経費」欄に○印を記入すること。

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 愛媛県指令8循第 号をもって、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業について、下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 金 円也

変更承認申請額 金 円也

差引増減額 金 円也

4 事業実施計画書 別紙1のとおり

5 収支予算書 別紙2のとおり

注 変更の内容については、変更前と変更後を比較できるよう表で示すとともに、必要な書類を添付すること。

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（第7条関係）

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 愛媛県指令8循第 号をもって、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令8循第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	事業進捗率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令8循第 号をもって、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業の実績について、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書 別紙3のとおり
- 2 収支決算書 別紙4のとおり
- 3 その他

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(別紙3)

事業実績書

1 事業の内容	
2 事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 添付書類	

(別紙4)

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
瀬戸内オーシャンズX 瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金 戦略的な海洋ごみの削減・地域循環型社会形成助成金		
愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

補助対象経費	費目	決 算 額	備 考
	消費税及び地方消費税		
	合 計		

※本補助金の対象は「補助対象経費」欄に○印を記入すること。

※領収書等支出状況が分かるものを添付すること。(コピー可。)

様式第6号（第11条関係）

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令8循第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業について、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第7号（第13条関係）

令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令8循第 号をもって、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金について、令和8年度愛媛県海洋ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

※概算払いを行う必要性（概算払いが不可欠である理由）を記載した書類を添付すること。

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	